

「土地利用に係る3条例等の一部改正」 に関する意見を募集しています

逗子市の守るべき自然環境を保全しつつ、限られた市街地の質を高めることにより誰もが快適に暮らせる魅力ある住環境を形成していくことを目的とし、土地利用に係る3条例等（逗子市の良好な都市環境をつくる条例、逗子市まちづくり条例、逗子市景観条例、逗子市景観計画）の総合的な見直しを行います。

この改正案について、皆様のご意見を広く募集します。

主な改正点

●逗子市の良好な都市環境をつくる条例、逗子市まちづくり条例、逗子市景観条例

- (Ⅰ) 役割分担の整理
- (Ⅱ) 緑化基準の見直し
- (Ⅲ) 駐車場基準の見直し
- (Ⅳ) 手続きの合理化

●逗子市景観計画

- (Ⅰ) 適用対象の改正
- (Ⅱ) 緑化基準の改正
- (Ⅲ) その他軽微な変更

改正案の閲覧方法

- (1) 市ホームページ（公式 YouTube で説明動画を公開しています）
- (2) 以下の場所で閲覧
 - ・まちづくり景観課（市役所2階）
 - ・情報公開課（市役所1階）
 - ・市民交流センター
 - ・沼間コミセン
 - ・小坪コミセン
 - ・文化プラザホール
 - ・逗子アリーナ
 - ・高齢者センター
 - ・体験学習施設
 - ・図書館

QR コード



意見提出方法

備え付けの用紙もしくは任意の用紙に「土地利用に係る3条例等の一部改正」と「意見内容、住所、氏名」を記載のうえ、以下の方法でご提出ください。なお、Eメールは本文にベタ打ちでも結構です。

- (1) 直接持ち込み まちづくり景観課（市役所2階）
- (2) Eメール machi@city.zushi.lg.jp
- (3) 郵送 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
- (4) ファクス 046-873-4520

意見募集期間（締切）

2022年（令和4年）7月4日（月）～8月3日（水）必着

その他

皆様からお寄せいただいたご意見は、本市の考え方とともに、後日市ホームページで公表します。個々のご意見に対して、直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先：逗子市環境都市部まちづくり景観課

Tel 046-873-1111（内線462）